

## 第3章 火山災害対策

第3編 災害応急対策  
第3章 火山災害対策

## 第3章 火山災害対策

群馬県地域防災計画のほか活火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として、各火山防災協議会が「浅間山避難計画」、「草津白根山〔白根山（湯釜付近）及び本白根山〕の火山活動が活発化した場合の避難計画」（火口周辺地域）避難計画」を策定している。

よって、協議会の構成機関である町は、これらの計画を本計画に反映し、実効性のある火山災害対策を推進する。

### 第1節 発災直後の情報収集と伝達

---

#### 第1 情報の種類〔浅間山、草津白根山〕

##### 1 火山活動に関する情報収集

###### (1) 異常な現象の通報を受けたとき

町は、災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた時は、その旨を気象庁及び関係機関に通報する。

###### (2) 情報の共有

国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有して、火山活動の状況の把握に努める。

また、火山の監視観測を行う機関は、火山噴火予知連絡会による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行う。

##### 2 情報の分析整理

県（危機管理課）及び町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材育成を図る。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用するよう努める。

##### 3 噴火警報等及び噴火予報の種類及び噴火警戒レベル発表基準

気象庁火山監視・警報センターは、全ての活火山を対象とし、噴火災害軽減のため噴火警報及び噴火予報を市町村を明示して発表する。

噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。噴火予報は、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くことをお知らせする場合に発表する。

なお、噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて住民のとるべき行動と登山者・入山者等への対応を5段階に区分した指標で、各火山防災協議会の合意に基づき、気象庁が警戒が必要な範囲を明示して発表する。

第2 噴火警戒レベルとその他の情報 [浅間山、草津白根山]

1 浅間山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始  
 平成22年12月22日改定

## 浅間山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーツ)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 <b>天明噴火(1783年)の事例</b> 8月4日～5日: 吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生</li> <li>●中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 <b>天明噴火(1783年)の事例</b> 8月1日～3日: 軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる</li> <li>●積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 <b>過去事例</b> 観測事例なし</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 <b>天明噴火(1783年)の事例</b> 7月26日～31日: 中噴火が断続的に発生</li> <li>●噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 観測事例なし</li> <li>●積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達。 <b>2004年噴火の事例</b> 9月1日: 噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 <b>その他の事例</b> 1973年2月1日: 噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日: 噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達</li> <li>●中噴火が切迫している。 <b>過去事例</b> 2004年8月31日: 山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日: 地震急増</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 <b>1982年噴火の事例</b> 4月26日: 噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達</li> <li>●小噴火の発生が予想される。 <b>2004年噴火の事例</b> 7月下旬: 噴煙量増加、火山性地震増加</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。


注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散される噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散される噴火とする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/>



令和3年12月

出典: 「各火山のリーフレット」(令和3年12月、気象庁) <https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevel.html>  
 ※警戒レベルの作成元は、浅間山火山防災協議会。

2 草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

平成30年3月16日運用開始

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達</li> <li>●火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散</li> </ul>
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 過去事例 有史以降の事例なし
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし</li> <li>●火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生。 過去事例 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。  
 注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。  
 ※このレベルは地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。  
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>





第3編 災害応急対策

第3章 火山災害対策

<第1節 発災直後の情報の収集と伝達>

3 草津白根山〔白根山（湯釜付近）〕の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始  
 平成30年3月16日改定  
 令和元年6月4日改定

## 草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域） または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達</li> <li>●噴火が発生し、概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺） または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生し、概ね2km以内に大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生。 過去事例 1939年4月：湯釜火口から噴火</li> <li>●地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 過去事例 2018年9月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年4月：振幅の大きな火山性地震の急増</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石が飛散。 過去事例 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・潤釜火口から約550mまで飛散</li> <li>●地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 過去事例 2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発</li> </ul>

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、潤釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>



気象庁  
Japan Meteorological Agency  
令和3年12月

出典：「各火山のリーフレット」（令和3年12月、気象庁） <https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevel.html>  
 ※警戒レベルの作成元は、草津白根山火山防災協議会。

## 4 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

### (1) 降灰予報（定時）

- ア 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- イ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

### (2) 降灰予報（速報）

- ア 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- イ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

### (3) 降灰予報（詳細）

- ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- イ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。
- ウ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

### 【参考 降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ 路面 視界	人	道路		
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

出典：「群馬県地域防災計画」（令和4年3月、群馬県防災会議）

## 第3編 災害応急対策

### 第3章 火山災害対策

#### <第1節 発災直後の情報の収集と伝達>

## 5 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

## 6 火山現象に関する情報等

噴火警報・噴火予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

### ▶ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

火山の状況に関する解説情報気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝える。

### ▶ 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表する。

### ▶ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山（本県では、日光白根山・草津白根山・浅間山）を対象に発表する。

### ▶ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

### ▶ 月間火山概況

前月一ヶ月の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

### ▶ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

#### 《注意！》

#### ◆「浅間山避難計画（LV1-3 想定）」（令和4年3月、浅間山火山防災協議会）の位置づけ

計画策定前まで運用していた「浅間山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ書」の考え方を基本とし、活火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえた避難計画です。

本計画の内容は、協議会に属する県及び町の地域防災計画や防災関係機関の防災業務計画等に反映することにより、実効性のある警戒避難体制を推進するものです。

なお、現在、噴火警戒レベル2又は3が発表された場合、又は突発的に噴火が発生した場合を対象としており、噴火警戒レベル4又は5については別途検討することになっているので参考として示します。





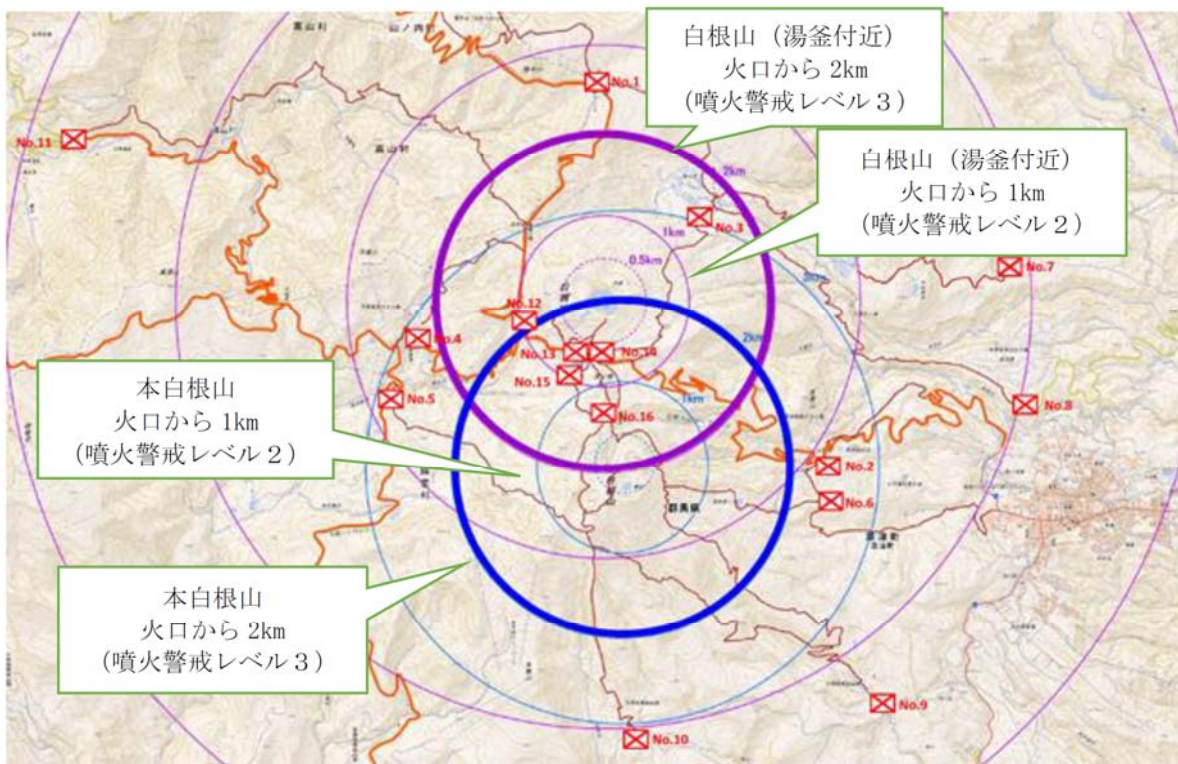


### 第3編 災害応急対策

### 第3章 火山災害対策

#### <第1節 発災直後の情報の収集と伝達>

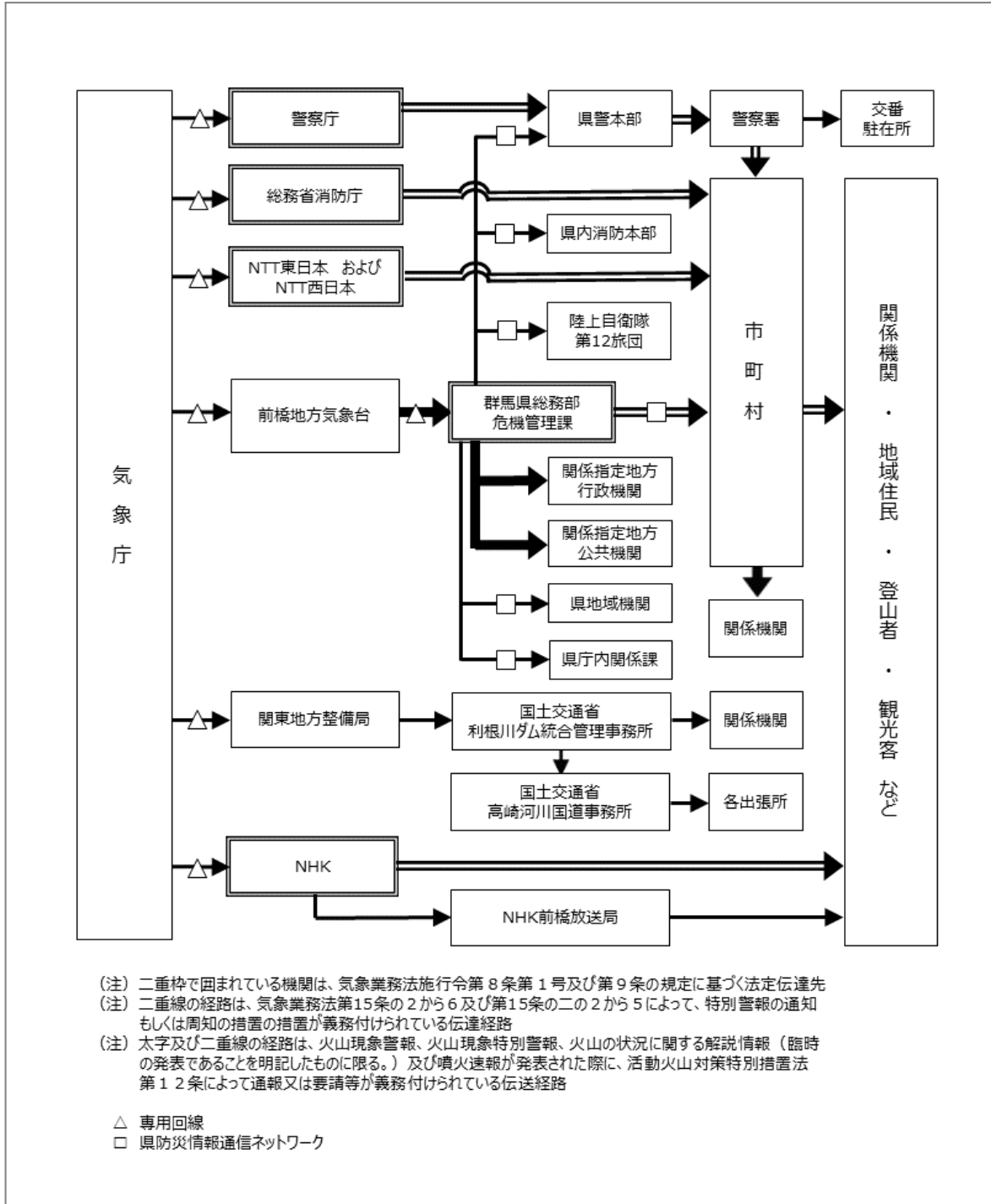
[参考] 火口周辺規制及び入山規制の範囲 [草津白根山]



### 第3 噴火警報等の伝達 [浅間山、草津白根山]

#### 1 気象庁による噴火警報等の伝達系統

気象庁からの噴火警報等の伝達系統は、次のとおりである。



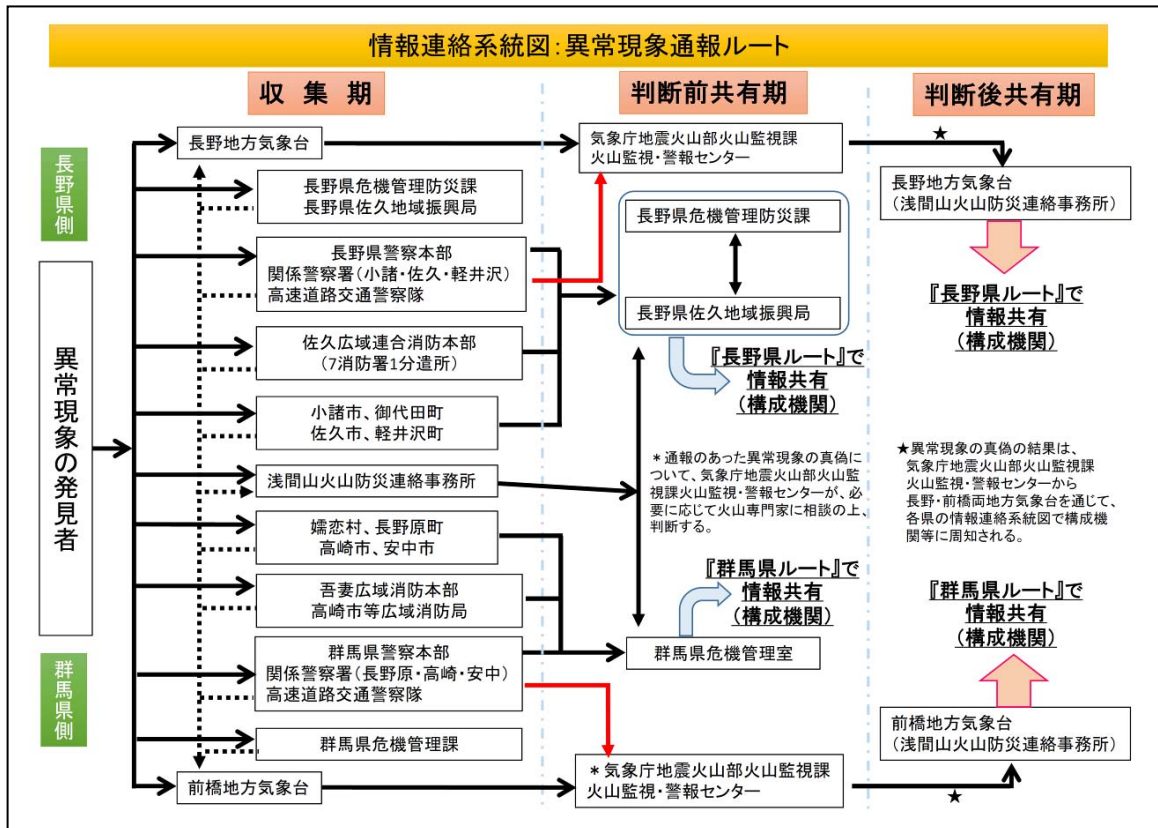
資料：「群馬県地域防災計画」（令和4年3月、群馬県防災会議）に示された内容について、「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信終了日時について」（令和4年12月13日気象庁報道発表）に基づき加筆修正。



3 異常現象の通報〔浅間山〕（長野原町では草津白根山も同様に運用する）

(1) 異常現象発見者による通報

火山の異常現象等を発見した者は、災害対策基本法第54条（発見者の通報義務）により、町又は警察署等に通報する。通報を受けた町又は警察署等は、速やかに下図のとおり関係機関へ伝達する。なお、住民や登山者・観光客及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確な場合、発生（発見）場所は正確な情報の把握に努める。



(2) 通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象

顕著な地形の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>山、崖等の崩壊</li> <li>地割れ、土地の隆起、土地の沈降等</li> </ul>
噴気、噴煙の異常	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴気口及び火口の拡大、新たな火口等の発生</li> <li>噴気及び噴煙の量の増減、山麓での降灰、噴石現象の有無</li> <li>噴気及び噴煙の色、臭気、湿度の異常等</li> </ul>
源泉の異常	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい源泉の発見</li> <li>既存源泉の枯渇</li> <li>源泉の量、成分、臭気、濁度の異常等</li> </ul>
顕著な地温の上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい地熱地帯の発見</li> <li>地熱による草木の立ち枯れ等</li> <li>動物の挙動異常</li> </ul>
湖沼・河川の異常	<ul style="list-style-type: none"> <li>水量、濁度、臭い、色、温度の異常</li> <li>死魚の浮上</li> <li>軽石、気泡の発生</li> </ul>
有感地震の発生及び群発	<ul style="list-style-type: none"> <li>有感地震の発生や多発</li> </ul>
鳴動の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>山鳴りの頻発</li> </ul>

出典：「浅間山避難計画（LV1-3 想定）」（令和4年3月、浅間山火山防災協議会）



### 第3編 災害応急対策

### 第3章 火山災害対策

#### <第1節 発災直後の情報の収集と伝達>

#### (3) 異常現象の調査と速報

職員は、通報後、安全管理上問題のない範囲で直ちに現場を調査し、次の内容を気象庁に速報する。

➤ 速報の内容
・ 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
・ 発生場所（どこで確認されたか）
・ 発生による影響（住民、登山者・観光客等、動植物、施設への影響）
➤ 気象庁の行動
・ 通報を受けた気象庁は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

#### 4 災害情報収集及び被害報告 [浅間山]

ここに示されていない内容は、「本編 第1章 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」を準用する。

##### (1) 地元の責任者

噴火（爆発）その他の火山活動により被害が発生、又は発生するおそれが出たときは、各責任者は、町役場に速やかに状況を通報する。

地区又は施設	被害報告責任者
長野原町営浅間園	浅間山ジオパーク推進室長
応桑地区	区長
北軽井沢地区	区長

資料：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）  
をもとに名称修正。

##### (2) 関係機関の責任者

各機関の責任者は、地元責任者等からの通報及び自ら収集した被害情報等を県の地域機関又は県危機管理課に通報する。

## 第2節 避難誘導

### 第1 町長による避難指示等の発令 [浅間山 (草津白根山は噴火警戒レベルのみ)]

#### 1 噴火警戒レベルと町の対応

##### (1) 浅間山

噴火警戒レベル	対応等
レベル1	火口から4km以内は災対法63条1項に基づく警戒区域とし、認められた登山道以外は立入禁止
レベル2	1 防災体制 ・警戒対策本部(小諸市)・第一次警戒体制(佐久市・御代田町) ・警戒配備(軽井沢町)・ <b>注意体制(長野原町・嬭恋村)</b> 2 観光施設への情報提供及び避難誘導(軽井沢町、小諸市) 3 気象台からの火山活動情報収集 4 浅間山火山防災協議会での対応協議 5 市町村観光協会及び観光施設への周知 6 地域住民及び登山者等への周知 ・ホームページ(HP)、メールマガジン、SNSでの情報発信。 ・各区への連絡。 ・気象庁情報の掲示(浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター) 7 規制看板等設置
レベル3	1 防災体制 ・警戒対策本部(小諸市)・ <b>災害警戒本部(長野原町・嬭恋村)</b> ・第二次警戒体制(佐久市・御代田町)・非常配備(軽井沢町)体制 2 気象台からの火山活動状況収集 3 浅間山火山防災協議会での対応協議 4 市町村観光協会、観光施設、地域住民、登山者等への周知 5 避難所開設・運営 6 「高齢者等避難」発令 7 各道路交通規制調整(特に避難経路)
レベル4	1 防災体制 ・ <b>災害対策本部(小諸市・軽井沢町・長野原町・嬭恋村)</b> ・非常体制(佐久市・御代田町) 2 気象台からの火山活動状況収集 3 浅間山火山防災協議会参加での対応協議 4 「高齢者等避難」及び「避難指示」発令、避難広報 5 避難所開設運営 6 市町村観光協会、観光施設、地域住民、登山者等への周知 7 県知事への自衛隊派遣要請 8 各道路交通規制調整(特に避難経路)
レベル5	1 防災体制 ・ <b>災害対策本部(小諸市・軽井沢町)</b> ・非常体制(佐久市)・ <b>緊急体制(御代田町)</b> ・ <b>緊急非常配備(長野原町・嬭恋村)</b> 2 気象台からの火山活動状況収集 3 浅間山火山防災協議会での対応協議 4 「避難指示」発令、避難広報 5 避難所開設運営 6 市町村観光協会、観光施設、地域住民、登山者等への周知 7 医療機関調整

出典：「浅間山避難計画(LV)広域避難対策調整」平成30年3月、浅間山火山防災協議会

第3編 災害応急対策  
 第3章 火山災害対策  
 <第2節 避難誘導>

(2) 草津白根山

噴火警戒レベル	対応等
レベル1	1 火山防災に関する周知（地域住民及び観光客等） ・町村ホームページ、パンフレット配布等 2 気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 <b>【白根山（湯釜付近）】</b> 1 湯釜火口から500m以内への立入りを禁止（草津町）（災対法第63条） <b>【本白根山】</b> 1 必要に応じて規制看板等設置
レベル2	1 警戒本部体制（草津町）、注意体制（嬭恋村） 2 気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 3 地域住民及び観光客等への周知（草津町・嬭恋村） ・メール配信、防災無線等 <b>【白根山（湯釜付近）】</b> 1 白根レストハウス及び白根駐車場に情報提供と避難誘導（草津町） 2 湯釜火口から1km以内への立入りを禁止（災対法第63条） ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ（草津町） 3 規制看板等設置 <b>【本白根山】</b> 1 火口から1km以内への立入りを禁止（災対法第63条） ・富貴原の池～本白根山（草津町） ・万座～本白根山（嬭恋村） ・石津鉦山跡～本白根山（嬭恋村）
レベル3	1 警戒本部体制（草津町・嬭恋村） 2 気象庁及び気象台からの火山活動状況の情報収集 3 地域住民及び観光客等への周知（草津町・嬭恋村・中之条町） ・メール配信、防災無線等 <b>【白根山（湯釜付近）】</b> 1 白根レストハウス及び白根駐車場への情報提供と避難誘導（草津町） 2 湯釜火口から2km以内への立入りを禁止（災対法第63条） ・香草～芳ヶ平ヒュッテ（草津町） ・元山（大平湿原）～芳ヶ平ヒュッテ（草津町・中之条町） ・万座～山田峠（嬭恋村） ・渋峠～芳ヶ平ヒュッテ（山ノ内町） ・七味温泉（古道）～山田峠（高山村） 3 県道牧干俣線（異常気象時交通規制ゲート）で交通規制（嬭恋村） 4 芳ヶ平ヒュッテに避難指示（緊急）※を発令（草津町） 5 規制看板等設置 <b>【本白根山】</b> 1 火口から2kmへの立入りを禁止（災対法第63条） ・白根レストハウス～芳ヶ平ヒュッテ（草津町）
レベル4	1 災害対策本部体制（草津町・嬭恋村）、災害警戒本部体制（中之条町・長野原町） 2 避難状況の把握 3 万座プリンスホテルに三原料金所における通行の規制を依頼（草津町） <b>【白根山（湯釜付近）】</b> 1 万座温泉地区（仮称）に避難準備・高齢者等避難開始※を発令（嬭恋村） 2 横手山頂地区に情報提供（山ノ内町） <b>【本白根山】</b> 1 万座温泉地区に避難準備※を発令（嬭恋村）
レベル5	1 緊急非常配備体制（草津町・嬭恋村）、災害対策本部体制（中之条町・長野原町） 2 避難状況の把握 3 広域避難対策調整

出典：「草津白根山[白根山(湯釜付近)及び本白根山]の火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺地域)」(平成31年4月、草津白根山防災会議協議会)

※令和4年8月末時点で、警戒レベル（高齢者等避難、避難指示）の見直しがおこなわれていない。

## 2 避難指示等の発令〔浅間山〕

### (1) 町長による高齢者等避難の発令

町長は、噴火警報（噴火警戒レベル4）の発表を知ったときは、直ちに住民、観光客、関係機関に周知し、火山防災協議会の助言等を踏まえて、**高齢者等避難**の発令を行う。

### (2) 町長による避難指示の発令

町長は、噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、**避難指示**を行う。

### (3) 火口周辺規制、入山規制及び避難指示等の発令基準

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合</li> <li>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</li> </ul>	噴火警報で発表する「警戒が必要な範囲」（火口から2km以内）
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合</li> <li>居住地域の近くまで影響</li> </ul>	噴火警報で発表する「警戒が必要な範囲」（火口から4km以内）
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合で、発令が必要な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野原町：太平洋クラブ軽井沢リゾート、プレジデントリゾート軽井沢</li> <li>嬭恋村：湯本地区、溶岩樹型周辺地区、しゃくなげ園、鬼押し出し園、浅間六里ヶ原休憩所、レストランブルーベリー</li> <li>小諸市：浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ2000パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉、火山館</li> <li>軽井沢町：峰の茶屋</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</li> </ul>	想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野原町：浅間山北麓ビジターセンター</li> <li>嬭恋村：しゃくなげ園</li> <li>小諸市：火山館</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合で、発令が必要な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野原町：浅間山北麓ビジターセンター、太平洋クラブ軽井沢リゾート、プレジデントリゾート軽井沢</li> <li>嬭恋村：湯本地区、溶岩樹型周辺地区、しゃくなげ園、鬼押し出し園、浅間六里ヶ原休憩所、レストランブルーベリー</li> <li>小諸市：浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ2000パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉、火山館</li> <li>軽井沢町：峰の茶屋</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</li> </ul>	想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベル5（避難）が発表され居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合</li> </ul>	想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。

出典：「浅間山避難計画（LV1-3 想定）」（令和4年3月、浅間山火山防災協議会）

第3編 災害応急対策  
 第3章 火山災害対策  
 <第2節 避難誘導>

(4) 他の機関からの助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

(5) 避難指示等の発令を行う際に明示する事項

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

(6) 町による屋内安全確保の指示

町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、住民等に対し「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。

(7) 町長による段階的な指示

町長は、広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じた適切な避難対象地域を段階的に示して避難指示を発令する。

(8) 町長以外の者による指示等

町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行う。

■避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市町村 (災害対策基本法第56条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫しているとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	・噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫しているとき。 ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合 ・知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき
	(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき

出典：「群馬県地域防災計画」（令和4年3月、群馬県防災会議）



### 3 警戒区域の設定 [浅間山]

ここに示されていない内容は、「本編 第1章 第1節 第2 避難誘導 5 警戒区域の設定」を準用する。

#### (1) 警戒区域の設定

町長は、火山災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において避難指示等の発令に伴う対象となる地域の指定を決定するにあたり、気象庁が発表する噴火警報に示された影響範囲及び必要により浅間山火山防災協議会との協議を経て、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の区分は、次表を目安として、過去の噴石や泥流の流下を考慮して、火口を中心とした円状の範囲を基準（以下「指定基準」という。）として指定する。

また、草津白根山も過去の噴石や泥流の流下を考慮して指定基準を指定するが、第4次地域指定においても長野原町には及ばないことから、草津白根山については警戒区域の設定の対象外とする。

#### ■地域指定基準（浅間山）

区分	火口からの距離
第1次地域指定	おおむね半径 8 k m以内
第2次地域指定	おおむね半径 12 k m以内
第3次地域指定	おおむね半径 16 k m以内
特別指定	おおむね半径 16 k m超

#### ■地域指定基準（草津白根山）

区分	火口からの距離	居住地区等
第1次地域指定	半径 1 k m以内	—
第2次地域指定	半径 2 k m以内	—
第3次地域指定	半径 3 k m以内	万座温泉
特別指定	半径 5 k m以内	草津町の一部

出典：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）

#### (2) 突発的な噴火現象への対応

町長は、噴火予兆がなく、突発的に噴火が発生し、居住区に被害発生又はそのおそれが生じた場合、該当地域を指定して避難指示等を発令する。この場合でも、必要により浅間山火山防災協議会に要請して、事後対策の協議の支援を受ける。

#### (3) 警察官による代行措置

(1) の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

### 第3編 災害応急対策

#### 第3章 火山災害対策

##### ＜第2節 避難誘導＞

#### (4) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

#### (5) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を経由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

#### (6) 避難指示等又は警戒区域の設定の解除

町は、避難指示等又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認する。

#### (7) 専門知識の活用

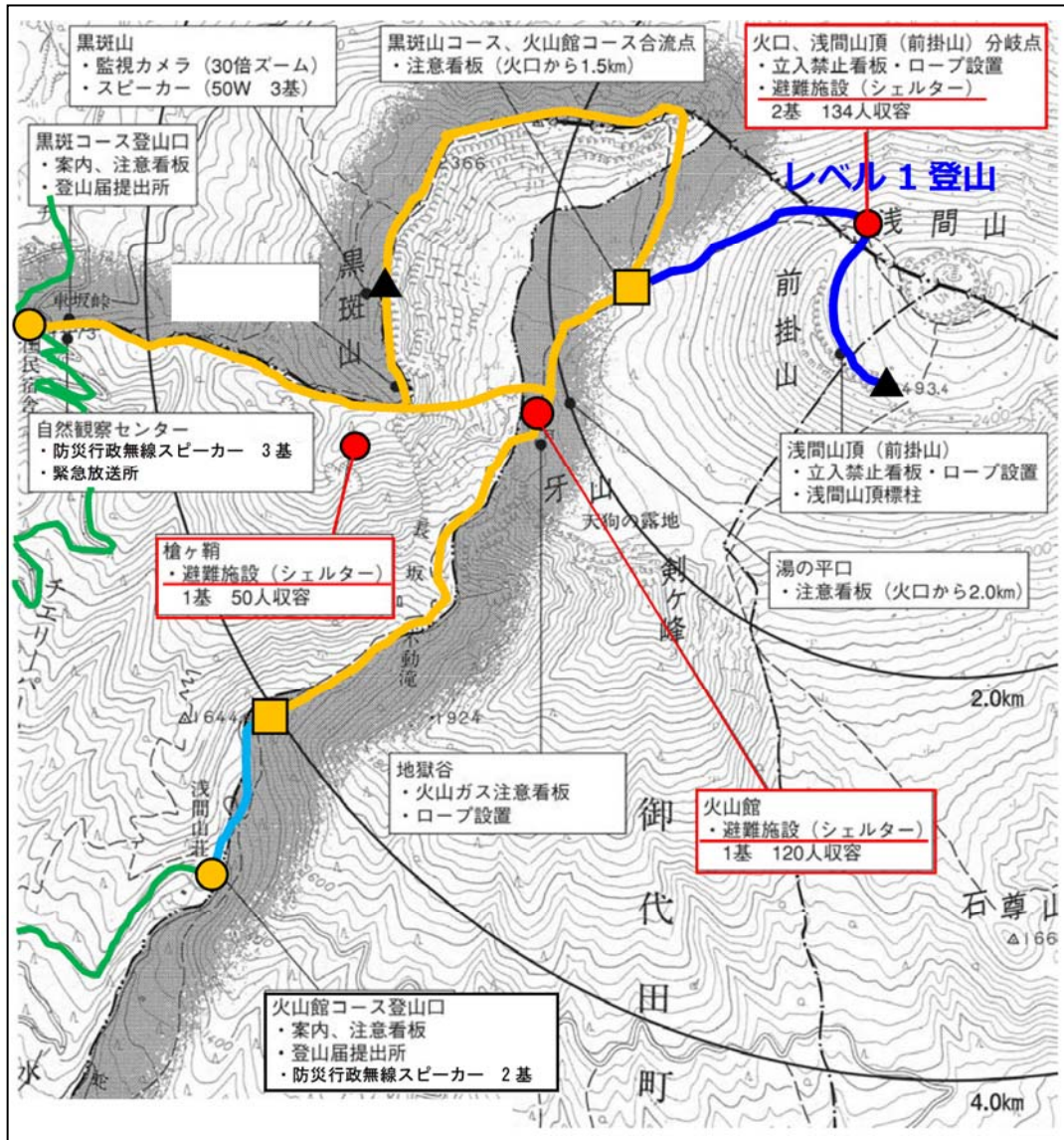
避難指示等の発令及び解除、警戒区域の設定及び解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）又は火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど火山活動に係る専門知識を活用する。

## 第2 避難対象地域と避難場所〔浅間山〕

### 1 避難対象地域

対象地域は、噴火警戒レベル2及び3（噴火なし）の「警戒が必要な範囲」である火口からおおむね2km及び4km以内の地域を対象とする。

#### ■浅間山周辺における登山者・緊急的な避難場所



出典：「浅間山避難計画（LV1-3 想定）」（令和4年3月、浅間山火山防災協議会）

『資料4.2「避難場所一覧」参照』

## 2 避難経路及び避難先の指定

避難経路については、火口を中心に遠方への経路であって、火山噴火現象による危険を回避し、かつ各集落から指定避難所までの最短経路とし、混乱を防止し、統制のとれた避難誘導を行うことを原則とし、各集落から主要避難経路までの経路について、地理的条件、距離等を勘案して、集落ごとに選定する。

なお、次ページに避難方向を示す。

### ■主要避難路

番号	路線名	避難方向
1	国道146号線	長野原町羽根尾地区
2	鬼押ハイウエー	嬭恋村三原地区
3	主要地方道長野原倉淵線	高崎市倉淵町
4	国道144号線	対象地域圏外（東西）
5	国道145号線	対象地域圏外（東西）
6	国道18号線（バイパス・旧道）	上り方向
7	上信越道	上り方向

出典：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）

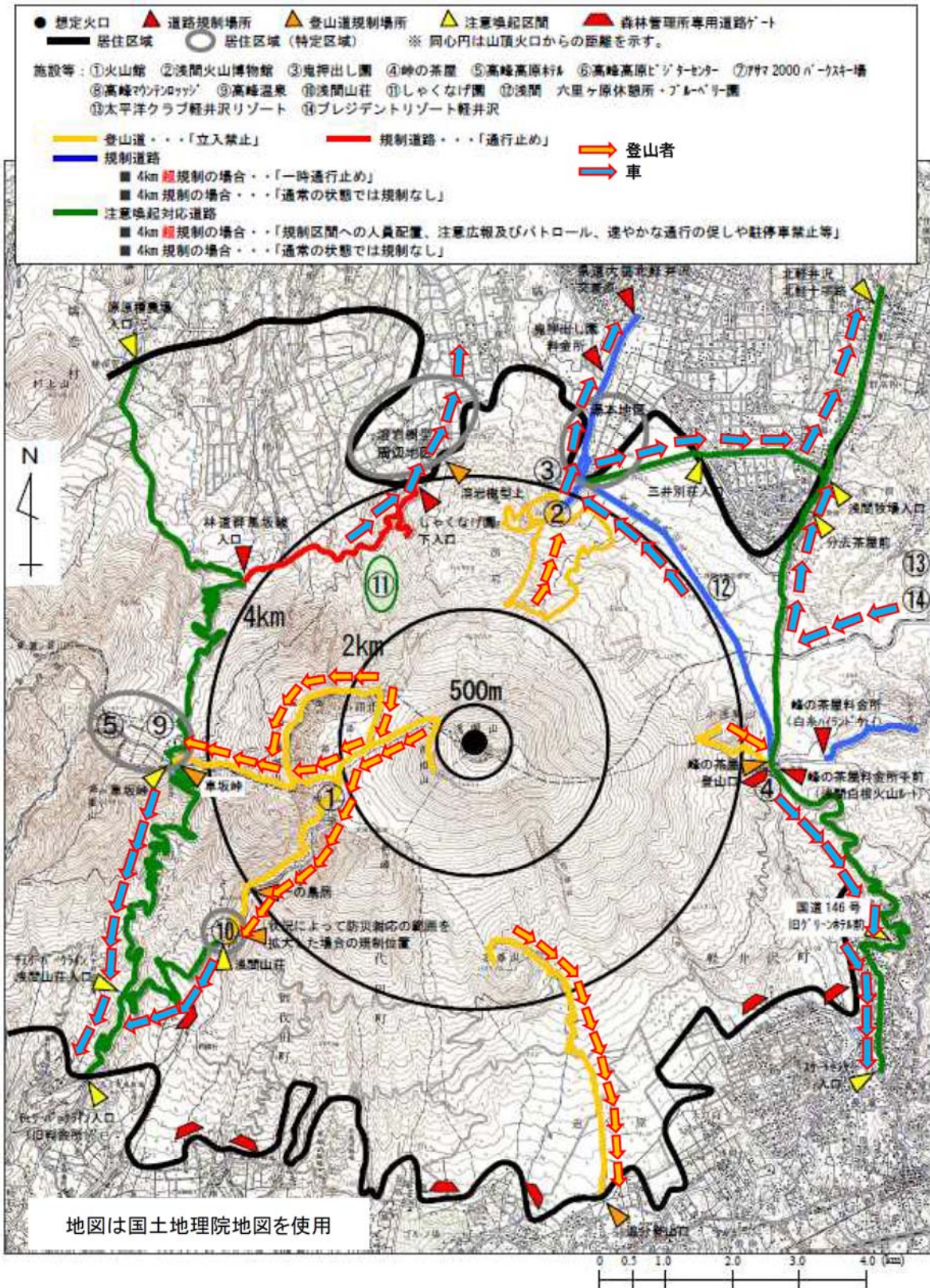
## 3 避難手段の確保

浅間山頂部及び登山道・遊歩道からの避難については、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とする。

また、突発的噴火発生により、山頂部周辺等から逃げ遅れた登山者・観光客等の避難輸送として、群馬県、長野県、小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、警察、消防、自衛隊等と連携して車両等の調整を図るとともに、平時から災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。



■避難方向



出典：「浅間山避難計画 (LV1-3 想定)」(令和4年3月、浅間山火山防災協議会)



## 第3 避難活動 [浅間山]

### 1 避難誘導方針

町長は、地域住民、観光客、別荘滞在者、登山者に対し避難指示等を発令したときは、長野原警察署、西部消防署長野原分署等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保する。

また、関係市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し、次により避難の誘導を行う。

- ▶ 被害規模、道路・橋梁の状況等を勘察し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- ▶ 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- ▶ 常に周囲の状況に注意し、避難場所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。
- ▶ 火山現象の推移、登山者等の多少及び動揺状況、その他現場の状況を十分勘察の上最も安全な方法により行う。

### 2 町の対応

#### (1) 長野原町営浅間園における対応

浅間山ジオパーク推進室長を本部長として組織する「浅間園火山噴火警戒隊」の避難誘導班は、入園者及び観光客の避難誘導を円滑、適切に行う。

#### (2) 庁内の対応

町災害対策本部衛生班は、教育班の協力を得て避難所を開設する。

町域にまで被害が及ぶおそれがある場合は、教育班が在校中の児童生徒及び社会教育施設利用者の避難誘導に当たり、一般住民の避難誘導は、消防班が当たる。

総務班は、防災行政無線、広報車等により災害情報の広報活動を行う。

#### (3) 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

#### (4) 被災者の運送の要請

県（危機管理課、交通政策課）は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

### 3 住民等への広報

町長は、避難指示等又は警戒区域の設定等を行ったときは、住民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図る。

#### (1) 広報の伝達手段

住民及び観光客、登山者等への広報手段は、おおむね次のとおりとする。

- 長野原町営浅間園：広報車
- 住 民：防災行政無線、有線放送、広報車、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、町村ホームページ・SNS等を介する。
- 観光客：町から浅間山周辺観光施設（しゃくなげ園、浅間山北麓ビジターセンター、火山館、浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ 2000 パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉、太平洋クラブ軽井沢リゾート、プレジデントリゾート軽井沢）へ連絡して施設職員から連絡、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介する。

#### (2) 広報の内容

住民及び観光客、登山者等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 異常現象の状況又は火山活動の状況
- 異常現象に対する火山情報の内容又は気象官署等の見解
- 被害の状況
- 避難に関する事項（避難場所、避難時の携帯品、交通状況等）
- 災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況、その他）

### 4 県への通報

町は、登山の規制、警戒区域の設定、避難指示等を行ったときは、速やかにその旨をに県（吾妻行政県税事務所を經由して危機管理課、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

### 5 報道機関への発表

ア 登山規制及び地域住民等に対する避難指示等をしたときは、その状況を報道機関に発表する。

イ 報道機関への発表は、原則として県が関係機関と合同で行う。

ウ 町は、住民や登山者等の避難や避難所等の状況について行う。

なお、協議会の体制が整う前において発表することがある。

エ 発表は、噴火（爆発）の規模及び社会的影響等を勘案のうえ、できるだけ速やかに行う。

## 第4 交通規制の実施 [浅間山]

噴火又は爆発による被害を防止するため、警察は必要に応じ火山周辺道路において、山麓への進入禁止等の交通規制を実施する。町が管理する道路の規制は町長が行う。

### 1 広域交通規制

#### (1) 噴火警戒レベル3までの交通規制

「浅間山の噴火警戒レベル導入に伴う防災対応に関する申し合わせ」に基づく交通規制とする。

#### (2) 噴火警戒レベル4、5の交通規制

##### ア 交通規制の目的

噴火警戒レベル4、5における交通規制の目的は以下のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難対象地域又は警戒区域への立入り禁止（人・車）</li> <li>➤ 避難対象地域又は警戒区域内の居住者等の円滑な避難（避難方向に対する一方通行）</li> <li>➤ 緊急輸送路の確保（避難、救急・救助部隊の円滑な通行）</li> <li>➤ 避難対象地域又は警戒区域方向に向かう車両の総量抑制（迂回措置）</li> </ul>
---

##### イ 交通規制の協議

町は、町長が決定した対象地域の指定に基づき、以下に示す広域交通規制協議グループの一員として、長野県の関係機関との協議により、次頁に示す「2 規制範囲」に基づき、交通規制を迅速に行う。

#### ■広域交通規制協議グループ

区分	内容	
群馬県警察	① 長野原警察署（調整代表） ③ 高崎警察署	② 吾妻警察署 ④ 安中警察署
道路管理者	① 長野原町 ③ 国土交通省高崎河川国道事務所 ⑤ 高崎土木事務所 ⑦ 東日本高速道路(株)関東支社	② 嬭恋村 ④ 中之条土木事務所 ⑥ 安中土木事務所 ⑧ (株)プリンス新潟・長野・群馬地区

#### ■長野県の関係機関

区分	内容		
長野県警察	① 小諸警察署	② 佐久警察署	③ 軽井沢警察署
道路管理者	① 小諸市 ④ 御代田町	② 佐久市 ⑤ 佐久建設事務所	③ 軽井沢町

#### (3) 交通規制の緊急措置

長野原警察署長は、突発的な噴火現象により、(2)イの協議ができない場合で交通規制の緊急措置の必要性がある場合は、長野県関係警察署との調整を図りつつ、現場対応としての所要の交通規制を実施することとし、遅滞なく県（危機管理課）及び関係市町村に通報を行う。

## 2 規制範囲

### (1) 町道の規制

町長は前橋地方気象台より浅間山に関する火山情報が発表され、危険が予測される場合は次の規制を行う。

#### ■ 1次規制（火口より5km）

道路名	規制地点	規制基準
町道浅間線	三井別荘入り口付近	臨時火山情報が発表され、観光客等又は関連施設に被害が生じるおそれがある場合

#### ■ 2次規制（火口より7km）

道路名	規制地点	規制基準
町道浅間線	浅間牧場信号	緊急火山情報が発表された場合

### (2) 国道等の交通規制

高崎河川国道事務所又は中之条土木事務所は、前橋地方気象台より火山情報が発表され、危険が予測される場合は次の規制を行う。

#### ■ 第1次規制（半径8km）

番号	道路名	規制地点
1	県道大笹北軽井沢線（県道235号）	嬭恋村大字大笹 大笹三差路栃原酒店前
2	国道146号	長野原町大字北軽井沢 北軽十字路
3	浅間・白根火山ルート（鬼押ハイウェイ）	嬭恋村大字鎌原字上の原 鎌原料金所

#### ■ 第2次規制（半径12km）

番号	道路名	規制地点
4	国道144号	嬭恋村大字鎌原 鎌原三差路天狗食堂前
5	国道146号	長野原町大字応桑 応桑三差路
6	国道144号 県道東部嬭恋線（県道94号）	国道144号と県道東部嬭恋線の交点
7	浅間・白根火山ルート（万座ハイウェイ）	嬭恋村大字三原字岩井堂三差路
8	県道長野原倉渕線（県道54号）	倉渕村大字権田地内 二度上峠入り口

#### ■ 第3次規制（半径16km）

番号	道路名	規制地点
9	国道146号	長野原町大字羽根尾 羽根尾三差路
10	国道145号	長野原町大字大津 大津交差点
11	県道長野原倉渕線（県道54号）	高崎市倉渕町川浦地内 月並
12	国道18号（旧道）	安中市松井田町坂本 トライブイン前
13	県道北軽井沢松井田線（県道56号）	安中市松井田町坂本
14	上信越自動車道	下仁田町大字馬山 下仁田IC
15	一般国道18号（碓氷バイパス）	安中市松井田町入山字上野原

出典：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）

## 第3節 活動体制の確立

### 第1 災害対策本部の設置 [浅間山、草津白根山（一部、浅間山のみ）]

#### 1 長野原町災害対策本部

##### (1) 設置基準

町長は、災害の発生を防止、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき長野原町災害対策本部を設置する。

##### ■災害対策本部の設置基準

- 浅間山は、噴火警戒レベル4が発表され、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- 草津白根山は、噴火警戒レベル5が発表され、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- 浅間山、草津白根山が噴火した場合で、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- その他、町長又は総務課長が必要と判断したとき

##### (2) コアグループ会議 [浅間山]

浅間山火山防災協議会では、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置いている。コアグループ会議の構成機関は、次のとおりである。

##### ■コアグループ会議構成

市町村：長野原町、嬭恋村、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町  
群馬県：総務部危機管理課、県土整備部砂防課、吾妻行政県税事務所  
長野県：危機管理部危機管理防災課、建設部砂防課、佐久地域振興局  
国：内閣府政策統括官（防災担当）、国土交通省関東地方整備局防災室、利根川水系砂防事務所、高崎河川国道事務所、長野国道事務所、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター、前橋地方气象台、長野地方气象台、浅間山火山防災連絡事務所  
火山専門家

##### (3) 設置場所

町は、災害対策本部を長野原町役場内に設置するとともに、役場の正面玄関及び本部室前に「長野原町災害対策本部」の標識を掲げ災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、火山泥流の流下等により、役場が被災する、又は被災するおそれがある場合は、高台に立地する「旧長野原町立第一小学校」に本部を設置する。



(4) 廃止基準

「本編 第1章 第3節 第1 1の(3) 廃止基準」を準用する。

(5) 設置・廃止の通知

「本編 第1章 第3節 第1 1の(4) 設置・廃止の通知」を準用する。

2 災害対策本部の活動の優先順位

「本編 第1章 第3節 第1 2 災害対策本部の活動の優先順位」を準用する。

[参考] 噴火警戒レベルに応じた防災体制

① 浅間山

噴火警戒 レベル	長野原町	嬭恋村
1	(なし)	(なし)
2	注意体制	注意体制
3	警戒本部	警戒本部
4	災害対策本部	災害対策本部
5	緊急非常配備	緊急非常配備

出典：「浅間山避難計画 (LV1-3 想定)」(令和4年3月、浅間山火山防災協議会)

② 草津白根山

噴火警戒 レベル	草津町	嬭恋村	中之条町	長野原町
1	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
2	警戒本部	注意体制	(なし)	(なし)
3	警戒本部	警戒本部	(なし)	(なし)
4	災害対策本部	災害対策本部	災害警戒本部	災害警戒本部
5	緊急非常配備	緊急非常配備	災害対策本部	災害対策本部

出典：「草津白根山[白根山(湯釜付近)及び本白根山]の火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺地域)」(平成31年4月、草津白根山防災協議会)

## 第2 災害対策本部の組織 [浅間山、草津白根山（一部、浅間山のみ）]

### 1 災害対策本部の組織編成

「本編 第1章 第3節 第2 1 災害対策本部の組織編成」を準用する。

### 2 災害対策本部長

「本編 第1章 第3節 第2 2 災害対策本部長」を準用する。

### 3 本部室

「本編 第1章 第3節 第2 3 本部室」を準用する。

### 4 本部連絡員

「本編 第1章 第3節 第2 4 本部連絡員」を準用する。

### 5 現地災害対策本部

#### (1) 県が設置する現地災害対策本部

知事は必要により、長野原町長及び嬭恋村長と協議の上、いずれかの役場若しくはその他適切な場所に現地災害対策本部を設置する。

#### (2) 町が設置する現地災害対策本部

町長は、必要により現地災害対策本部を設置する。設置場所は、地域指定圏外の直近で、以下の場所を候補とし、地域指定によってその指定線が役場に近接する場合は設置しない。

#### ■現地災害対策本部の設置場所

区分	候補施設	備考
第一次地域指定	町立北軽井沢小学校	
第二次地域指定	旧町立西中学校	※令和6年度より長野原町立浅間小学校
第三次地域指定	町役場	

出典：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）

### 6 災害対策本部の事務分掌

「本編 第1章 第3節 第2 6 災害対策本部の事務分掌」を準用する。

### 7 関係機関に対する職員派遣の要請等

「本編 第1章 第3節 第2 7 関係機関に対する職員派遣の要請等」を準用する。

### 8 合同対策本部

#### (1) 設置基準

噴火の影響が複数の市町村に係る場合、1市町村であっても被害甚大又はそのおそれ  
 が予想される場合は、知事、関係市町村長等の協議により、適切な場所に、国、関係機  
 関、関係市町村等で構成する合同対策本部を設置する。

(2) 事務局

合同対策本部の事務局は、県（危機管理課）、関係市町村防災担当課が事務を行う。

9 長野原町営浅間園の活動体制 [浅間山]

(1) 本部長

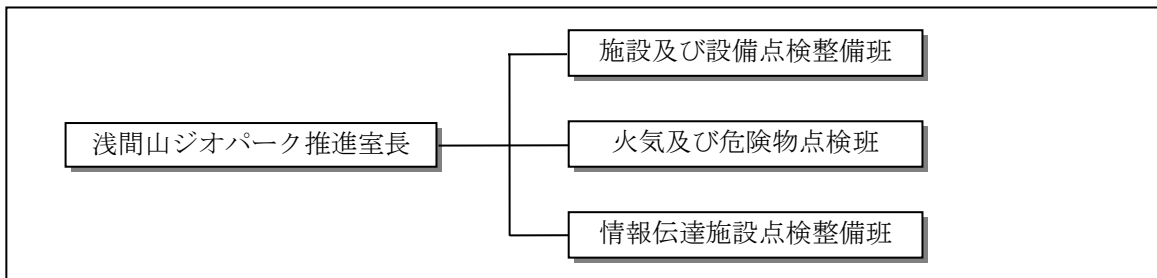
浅間山ジオパーク推進室長を本部長とする。

(2) 避難誘導

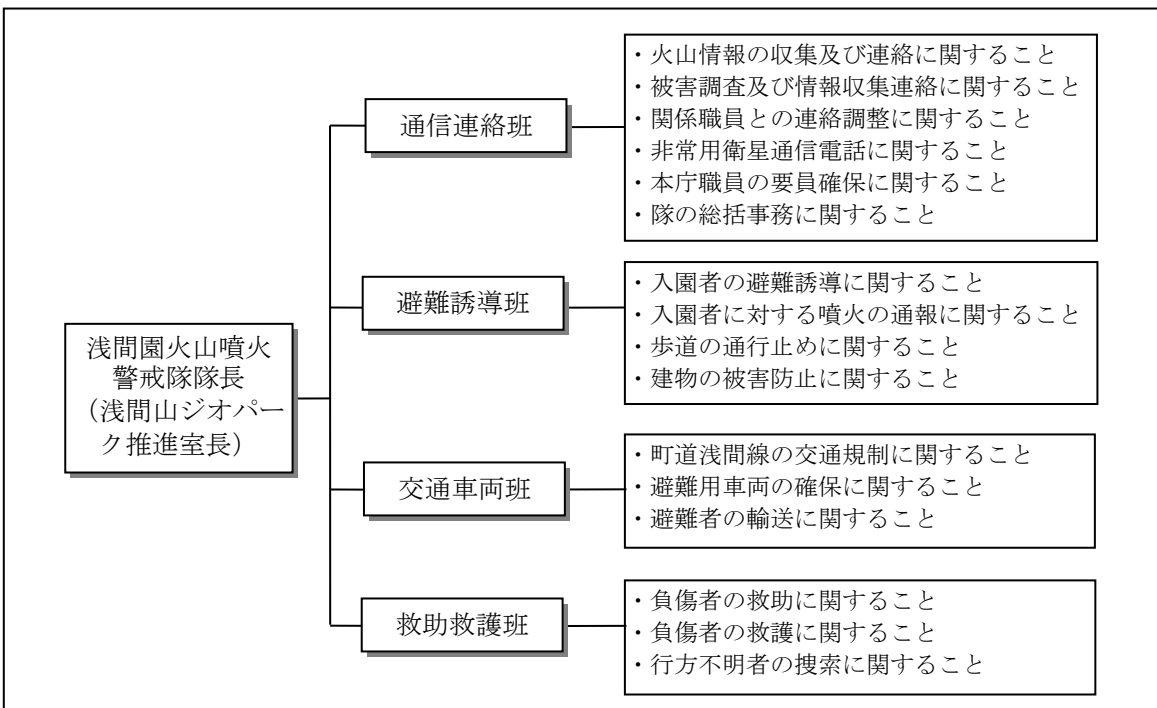
長野原町営浅間園は、浅間山の噴火による入園者の被害の予防、防止及び軽減を図る  
 ため、避難誘導、通報、連絡等を迅速に行う。

(3) 長野原町営浅間園の組織及び体制

■長野原町営浅間園の活動体制【平常時】



■長野原町営浅間園の活動体制【非常時】



出典：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）

### 第3 災害警戒本部 [浅間山、草津白根山]

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

なお、「草津白根山[白根山(湯釜付近)及び本白根山]の火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺地域)」(平成31年4月、草津白根山防災会議協議会)において、噴火警戒レベルに応じた防災体制が示されているため、これを参考に災害警戒本部設置の目安を示す。

ここに示されていない内容は、「本編 第1章 第3節 第3 災害警戒本部」を準用する。

#### ■災害警戒本部の設置の目安

- 浅間山は、噴火警戒レベル3が発表され、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- 草津白根山は、噴火警戒レベル4が発表され、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- 浅間山、草津白根山が噴火した場合で、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- その他、総務課長が必要と判断したとき

#### ■災害対策本部の設置基準(再)

- 浅間山は、噴火警戒レベル4が発表され、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- 草津白根山は、噴火警戒レベル5が発表され、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- 浅間山、草津白根山が噴火した場合で、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要なとき。
- その他、町長又は総務課長が必要と判断したとき



## 第4 職員の非常参集 [浅間山、草津白根山]

### 1 町における職員の非常参集

群馬県火山防災対策連絡会議構成機関は、火山の異常現象又は噴火（爆発）に伴う被害の発生に対処するため、居住地域への影響が予想される場合は、次表のとおり共通の体制をとる。町長は、次表の体制区分に従い配備区分を決定する。

また、総務課長は、災害警戒本部を設置したときは、次表に掲げる警戒体制の配備体制を取り、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。

なお、草津白根山における職員の配備体制は、体制区分や状況に応じて、町長又は総務課長が決定する。

#### ■職員の参集・配備基準 [浅間山]

体制区分	状 況	配備体制	配備区分
警戒体制	噴火警戒レベル3が発表され、異常現象の発生など噴火（爆発）のおそれがあり警戒体制を必要とするとき	噴火警報及び噴火予報等の収集、関係機関との連絡調整、その他所要の措置が円滑に実施し得る配備体制	初期動員
応急体制	噴火警戒レベル3が発表され、火口から4 km以内又は4 kmを超える範囲内に噴石があり、軽微な物的被害が発生した場合、若しくは引き続き被害の発生するおそれがあるとき	被害情報の収集、応急対策、その他所要の措置等が円滑に実施しうる配備体制	1号又は2号動員
非常体制	噴火警戒レベル4又は5が発表され、規模の大きな噴火、あるいはそのおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど、事態が重大であると認められるとき	被害情報の収集、応急対策、その他所要の措置等が円滑に実施しうる配備体制	3号動員

出典：「火山噴火（爆発）防災計画」（令和2年度版、群馬県火山防災対策連絡会議）

### 2 動員計画

ここに示されていない内容は、「本編 第1章 第3節 第4 2 動員計画」を準用する。

なお、勤務時間外における配備要員への動員伝達は、防災行政無線、電話、メール等を用いることになっているが、地震及び噴火（浅間山）の場合は、動員命令によらず自主登庁になっている。

## 第5 広域応援の要請

「本編 第1章 第3節 第5 広域応援の要請」を準用する。

## 第6 自衛隊への災害派遣要請

「本編 第1章 第3節 第6 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

なお、知事は、大噴火（爆発）等による応急対策の実施に当たり、関係町村等では十分に対処し得ないと認めた場合は、自衛隊法第83条の規定及び群馬県地域防災計画に定めるところにより、自衛隊に対し派遣を要請する。

## 第7 二次災害の防止活動

「本編 第1章 第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」を準用する。

なお、町は、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高いと判断された場合には、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努める。

## 第4節 救急・救助、医療及び消火活動

---

### 第1 救急・救助活動〔浅間山、草津白根山（一部、浅間山のみ）〕

ここに示されていない内容は、「本編 第1章 第5節 第1 救急・救助活動」を準用する。

#### 1 救助・救護体制の確立

町長は、避難指示等を発令したときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図る。

また、救助に際して町は、長野県、群馬県、小諸市、軽井沢町及び嬭恋村と連携し、避難した浅間山周辺観光施設職員、登山者・観光客等の情報及び登山届により、避難状況を確認し相互に提供するなど情報共有体制を構築する。

なお、行方不明者が発生した場合の救助活動に関して、群馬県、長野県が主体となり自衛隊、警察、消防等関係機関と連携協議して対応に当たる。

#### 2 吾妻郡医師会における救護体制

日赤が災害時の救護活動を行うことを使命としているところから、原町赤十字病院に災害時の医療本部を置くこととして、吾妻郡医師会の指揮は吾妻郡医師会長及び副会長がとる。原則として、全医療機関が協力する。救護に当たっては、地域を西部及び東部に大別して以下により実施する。

##### （1）西部地域

小規模のときは、西部地区の病院が処理し、外科系病院がこれに続き、内科医院は要請に応じて随時出動する。

##### （2）東部地域

日赤に呼応して、吾妻さくら病院と田島病院がまず処理し、西部からの要請により出動する。内科医院は、要請に応じて随時出動する。

#### 3 救護所の設置

町長は、噴火（爆発）等により負傷者が出るなど救護所設置の必要を認めるときは、日赤県支部、地元医療機関と協議のうえ、避難場所に救護所を設置する。

救護所を設置したときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、負傷者の救護に必要な医師、看護師を配置する。

#### 4 負傷者の搬送

救護所での手当では不十分な重傷者については、最寄りの病院へ搬送する。

搬送は原則として地元消防機関による。ただし地元消防機関のみでは対応できないとき

### 第3編 災害応急対策

### 第3章 火山災害対策

#### <第4節 救急・救助、医療及び消火活動>

は、隣接消防機関に応援を要請するほか、警察等の協力を得て搬送を実施する。

## 5 ヘリポート及び医療機関 [浅間山]

### (1) ヘリポート

噴火時の負傷者を緊急的に医療機関へ搬送する場合のヘリポートは、以下のとおり。

NO.	町村名	名称	所在地	面積 (東西)×(南北)
1	嬭恋村	総合グラウンド	嬭恋村大字芦生田 557-1	100×200
2		東部こども園	嬭恋村大字鎌原 1339	130×80
3		嬭恋村運動公園	嬭恋村大字大笹 1-1	100×100
4		夏季スケート練習場	嬭恋村大字田代 1120	80×70
5	長野原町	北軽井沢ふれあい広場	長野原町大字北軽井沢 1990-5372	150×148
6		北軽井沢小学校	長野原町大字北軽井沢 1924-44	290×190
7		旧西中学校*	長野原町大字応桑 1543-310	120×100

※令和6年度より長野原町立浅間小学校

### (2) 緊急医療機関

噴火時の負傷者を緊急的に医療機関へ搬送する場合、緊急医療機関は、以下のとおり。

	名称	所在地
1	原町赤十字病院	東吾妻町大字原町698
2	群馬県医師会群馬リハビリテーション病院	中之条町大字上沢渡2136
3	田島病院	中之条町大字中之条町1782
4	吾妻さくら病院	中之条町大字伊勢町782-1
5	吾妻広域町村圏振興整備組合立 中之条病院	中之条町大字五反田3891
6	長生病院	長野原町大字長野原71
7	国立療養所栗生楽泉園	草津町大字草津乙647
8	草津こまくさ病院	草津町大字草津字白根464-70
9	西吾妻福祉病院	長野原町大字大津746-4
10	櫻井医院	長野原町大字長野原1585-1

出典：「浅間山避難計画 (LV1-3 想定)」(令和4年3月、浅間山火山防災協議会)

## 第2 医療活動〔浅間山、草津白根山〕

ここに示されていない内容は、「本編 第1章 第5節 第2 医療活動」を準用する。

### 1 医療体制

#### (1) 医療体制の整備

火山災害の場合、外傷等の直接的な被害を負う人に加え、火山灰の吸引による間接的な健康被害も考えられる。

また、噴火による日常生活では経験しない自然現象の体験及び避難生活の長期化において、精神的な負担を抱える者が増大する。このため、各自治体は医師会等と連携を図り、負傷者等の対応についての万全の医療体制を整備確立する。

### 2 搜索救助体制

#### (1) 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置

搜索救助に当たる自衛隊、警察、消防（以下「**搜索3隊**」という。）は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、**合同調整所（現地合同指揮所）**等を設置するなど体制を整える。町は合同調整所等の設置場所及びヘリポートの要請があった場合には、場所等を提供する。

#### (2) 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や救助活動実施の際には、**搜索3隊**に加え、必要に応じ、火山専門家、気象庁をはじめ、国土交通省、林野庁、環境省等が支援を行う。

#### (3) 救助活動の範囲

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、**長野原町**、嬭恋村及び**搜索3隊**は、監視・観測データ等により予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等について、気象庁、火山専門家、国土交通省等からの情報提供や助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。



### 第3編 災害応急対策

#### 第3章 火山災害対策

##### <第4節 救急・救助、医療及び消火活動>

#### (4) 捜索3隊における活動基準

捜索3隊は、噴火時において、二次災害を防止し円滑な救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等による活動基準を設定する。

各隊の現場指揮官は、救助活動の可否の判断を速やかに行い各部隊へ周知する。

なお、判断に結びつく情報は、現場の合同調整所等から災害対策本部等に速やかに報告する。

また、火山専門家、気象庁、国土交通省等は、監視観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	
降雨時の活動の再開基準	ヘリコプターの離陸が可能となったときは、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。

出典：「浅間山避難計画（LV1-3 想定）」（令和4年3月、浅間山火山防災協議会）

#### (5) 捜索3隊の退避等が可能な場所の設定

捜索3隊は、救助活動中に異常現象が発生した場合や噴火した場合に、一時的に活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる退避所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を受入るため、複数の退避所等を設定する。

### 第3 消火活動

「本編 第2章 第3節 第3 消火活動」を準用する。

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

---

「本編 第1章 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

## 第6節 避難受入活動

---

「本編 第1章 第7節 避難受入活動」を準用する。

## 第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

---

「本編 第1章 第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」を準用する。

## 第8節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

---

「本編 第1章 第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動」を準用する。

## 第9節 被災家屋等に関する活動

---

「本編 第1章 第10節 被災家屋等に関する活動」を準用する。

## 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

---

「本編 第1章 第11節 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

## 第11節 施設、設備の応急復旧活動

---

「本編 第1章 第12節 施設、設備の応急復旧活動」を準用する。

## 第12節 自発的支援の受入れ

---

「本編 第1章 第13節 自発的支援の受入れ」を準用する。

## 第13節 要配慮者への支援活動

---

「本編 第1章 第14節 要配慮者への支援活動」を準用する。

## 第14節 その他の災害応急対策

---

「本編 第1章 第15節 その他の災害応急対策」を準用する。